

小売業者に引取義務が課せられていない家電（義務外品）の 市区町村における回収体制構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成20年2月）では、「買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課せられていない排出家電（義務外品）の回収体制が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制を早急に構築する必要がある。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である」とされている。

これを受け、環境省では市区町村における義務外品の回収体制構築状況等についての実態調査を行っており、この度、1,727自治体（全自治体の約99%）の平成23年4月現在の状況を把握し、以下のとおり取りまとめた。

2. 義務外品回収体制の構築状況

平成23年度調査の結果

平成23年4月現在、「義務外品の回収体制を構築している」と回答したのは42%の自治体（725自治体）であり、居住人口ベースで見ると、義務外品回収体制を構築している自治体の人口は57.3%を占めていた。

義務外品の回収体制の主なものでは、「行政による回収※1」、「許可業者による回収※2」、「協力店による回収※3」の順に多かった。また、「受付センターを設置した回収方式※4」も56の自治体で実施されていた（図1）。

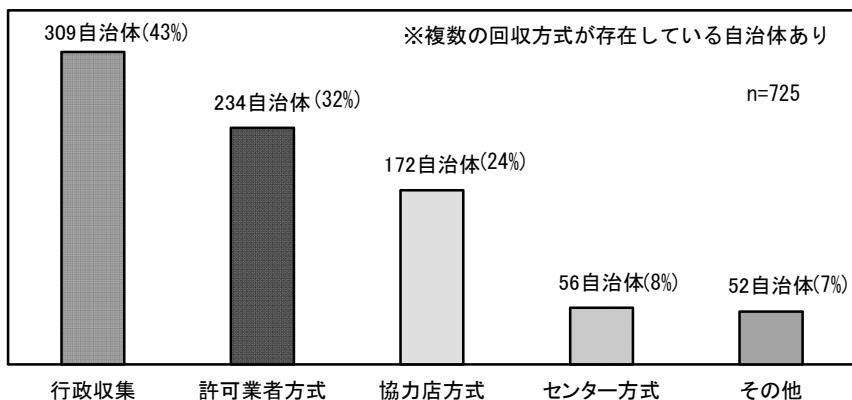
回収された義務外品は87%の自治体で指定引取場所に持ち込み、製造業者等に引き渡されていた。

※1：自治体または自治体の委託を受けた事業者が収集する方式

※2：行政が主導することにより義務外品の引取りに協力する地域の収集運搬許可業者が、排出者からの申込みを受け付けて収集する方式

※3：義務外品の引取りに協力する地域の小売店を協力店として指定し、協力店が排出者からの申込みを受け付けて収集する方式

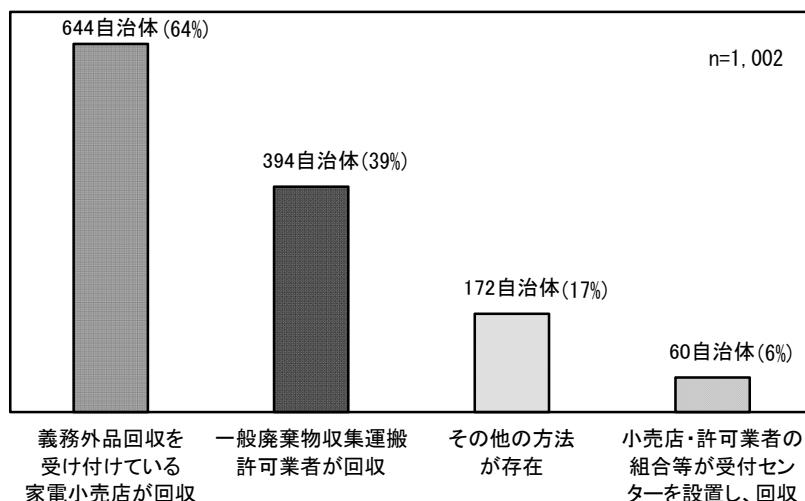
※4：業界団体等が設置した受付窓口（センター）で排出者からの申込みを受け付けて、センターから連絡を受けた小売店又は許可業者が収集する方式



(図1) 義務外品の回収体制を構築している市区町村の回収方式

義務外品の回収体制を構築していないと回答した 58% の自治体 (1,002 自治体) に「義務外品を排出する場合の回収方法として、住民に対してどのような説明をしているか」を尋ねたところ、「義務外品回収を受け付けている家電小売店による回収」が 64%、「一般廃棄物収集運搬許可業者による回収」が 39%、「その他の方法が存在する」が 17%、「小売店・許可業者の組合等が設置する受付センターによる回収」が 6%、となった (図2)。

「その他の方法が存在する」と回答した自治体のうち、42 の自治体が「排出者による指定引取場所への直接搬入」とのみ回答があり、これは義務外品の回収体制には該当しないと考えられる。



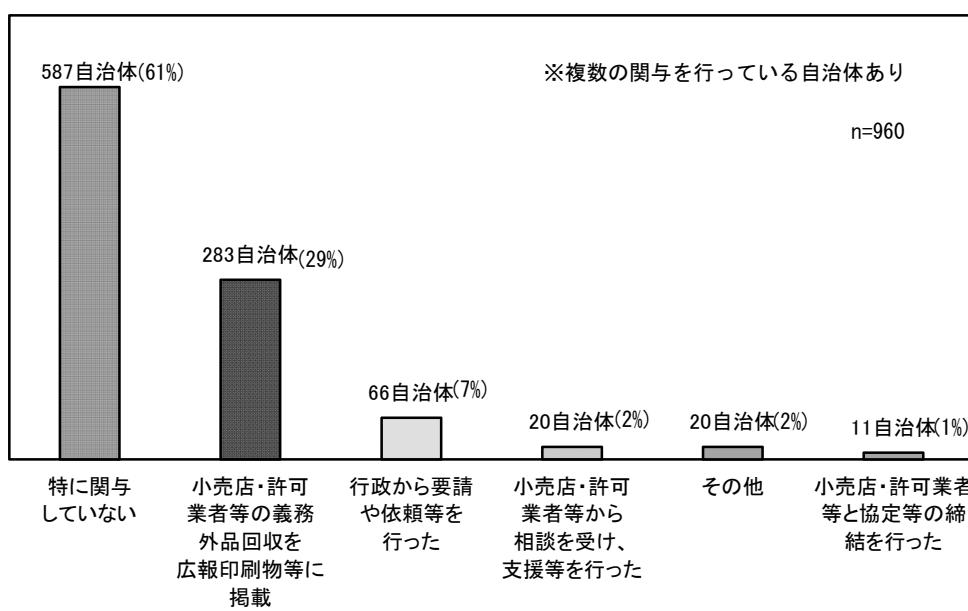
(図2) 義務外品を排出する場合の回収方法として、住民に説明している内容
(複数回答)

また、「排出者による指定引取場所への直接搬入」とのみ回答した 42 自治体を除く 960 自治体に対して、住民に対して説明している回収方法が実施される

にあたって、行政による要請や支援等、何らかの関与を行っているかを尋ねたところ、「特に関与していない」が 61%、「小売店・許可業者等の義務外品回収を広報印刷物に掲載」29%、「行政から要請や依頼等を行った」7%、となつた（図 3）。

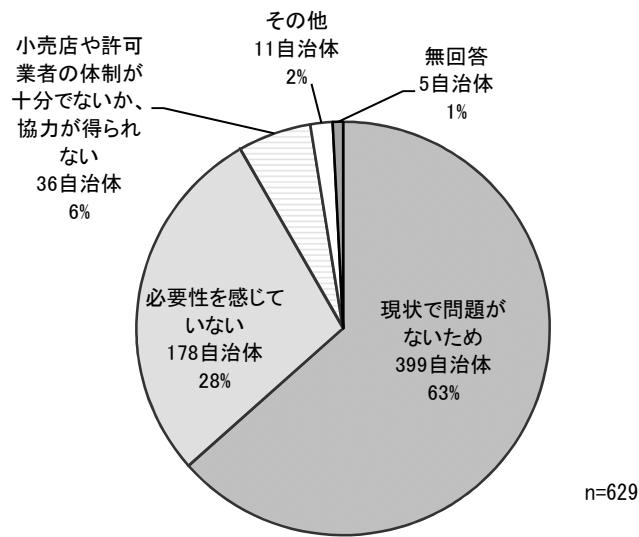
特に関与をしていないと回答した自治体（587 自治体）及び「排出者による指定引取場所への直接搬入」とのみ回答した自治体（42 自治体）に対し、その理由を尋ねたところ、「現状で問題がないため」及び「必要性を感じていない」が大半を占めた（図 4）。

これには、小売業者等の自主的な義務外品回収により、回収体制構築への関与の必要性を感じていない自治体も含まれると考えられる。



※回収方法として「排出者による指定引取場所への直接搬入」とのみ回答した自治体を除く。

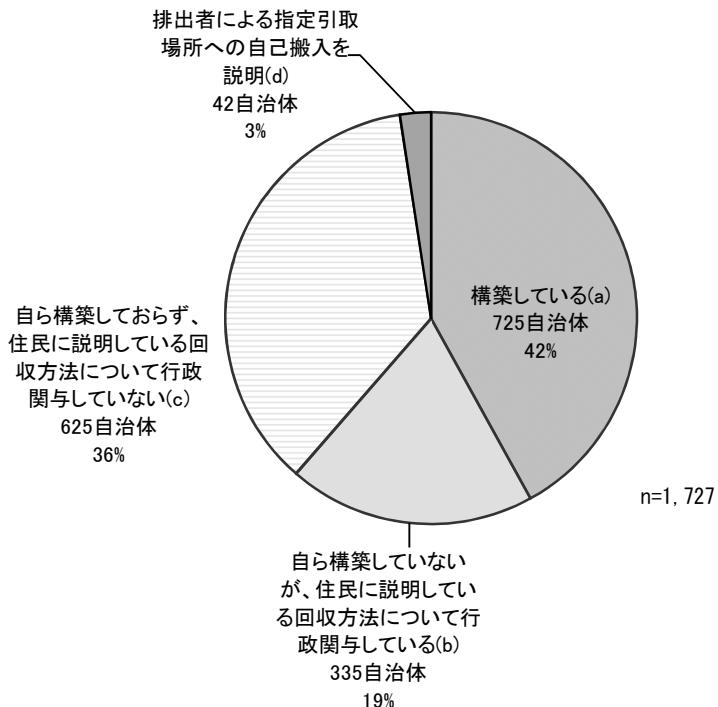
（図 3）回収方法の関与状況



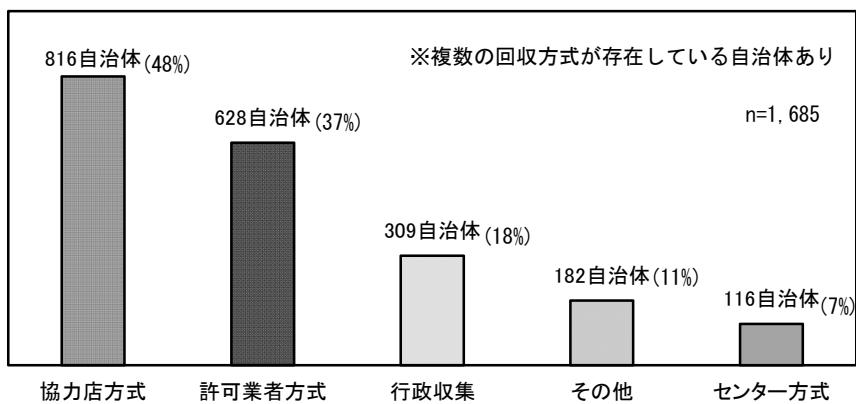
（図 4）回収方法に特に関与していない理由

以上より、自ら回収体制を構築していないが、住民に説明している義務外品の回収方法につき、行政の要請・支援等、何らかの措置を行っている市区町村を「義務外品の回収体制を構築している」とした場合、全自治体のうち 61% の市区町村が義務外品の回収体制を構築していることとなる（図 5 (a)+(b)）。

さらに、「義務外品の回収体制を構築している」あるいは「排出者による指定引取場所への直接搬入以外の回収方法がある」こともって「義務外品の回収体制が存在する」とすれば、義務外品の回収体制が存在する市区町村の割合は 97% となる。（図 5 (a)+(b)+(c)）。なお、義務外品の回収体制が存在する市区町村での回収方式は、図 6 のとおりである。



(図 5) 義務外品の回収方法の実態を踏まえた回収体制状況



(図 6) 義務外品の回収方法の実態を踏まえた市区町村の回収方式

3. 今後の方針

平成23年度調査によると、義務外品の回収体制が存在している自治体は97%であり、そのうち義務外品の回収体制を構築しているとされる自治体は61%であった。大部分の自治体においては義務外品の回収体制が存在しているため、住民は義務外品を適正に排出できるが、これは小売業者等の自主的な義務外品回収により可能となっているところが大きいと思われる。

義務外品回収責任は自治体にあることを踏まえ、義務外品の回収体制が存在しない自治体においては自治体で回収体制が構築されるよう、関係者間で共通認識を持つ必要がある。